

## 児童クラブ延長利用について

令和7年4月1日から、平日は18時30分～19時00分、長期休業日は7時30分～8時00分と18時30分～19時00分の延長利用を正式に実施することになりました。

つきましては、以下をお読みいただき、利用を希望される方は延長利用申請書をご提出ください。なお、延長利用承認決定通知書が同封されている方は、あらためての提出は不要ですが、利用時間の変更を希望する場合は延長利用変更届をご提出ください。

### 【児童クラブを利用できる時間】

<通常開所時間>

平日：授業終了後～18時30分

第1土曜日・長期休業日・創立記念日・行事振替休業日等：8時00分～18時30分

⇒提出書類は、入所申請書・生活調査票・就労証明書等の入所要件証明書類のみ

<延長利用>

平日・第1土曜日・創立記念日・行事振替休業日等：18時30分～19時00分

長期休業日：7時30分～8時00分、18時30分～19時00分

⇒提出書類は、入所申請書・生活調査票・就労証明書等の入所要件証明書類のほか、

延長利用申請書が必要となります。延長利用申請書は保育課・児童クラブにあります。

※延長利用の18時30分～19時00分は、当日利用される方以外の来所や電話は

お控えください。

### 【延長利用の種類】

①事前申請

②突発利用（事後申請）

※基本的に、突発利用は、事前申請ができないやむを得ない理由がある場合のみ。

事前申請が可能でも、春休みや冬休みの早朝のみ利用する場合など、保護者に起因しない理由で利用日数が少なくなるときも突発利用を認めますのでご相談ください。

### 【申請方法】

① 事前申請

利用月の前月25日（年度当初申請と夏休み時の申請は、申請数が多くなるため、25日以前の市が定める日）までに申請する事前申請が基本となります。延長利用申請書を児童クラブまたは保育課に提出してください。入所申請時に提出してある就労証明書に記載された勤務時間等をもとに審査が行われ、延長利用が必要と判断され、許可を受けた方がのみが利用することができます。

延長利用をする際には、延長利用承認決定通知書と一緒に送付される延長利用カードを支援員に提示してください。

なお、申請取下げやキャンセルの場合も申請期限と同日までに保育課にご連絡ください。

## ② 突発利用（事後申請）

急な残業などのやむを得ない理由によって、突発的に延長利用が必要となった方は、すみやかに（遅くとも7時30分～8時は前日まで、18時30分～19時は当日お迎え前まで）児童クラブに連絡してください。お迎え時にクラブに延長利用申請書を提出し、後日、延長利用が必要となった理由を証明する書類（残業の場合には、勤務終了時刻を証明するものなど）をすみやかに提出してください。

### 【延長利用に係る育成料（延長利用料）】

事前申請：月額1,000円（日割りではないため、利用日数に関わらず1,000円かかります。）

突発利用：1日あたり400円（1か月の上限額1,600円。夏休みなどの長期休業日は早朝と夕方の両方を利用しても400円、どちらか一方でも400円かかります。）

納付方法：保育課から送付された納付書で、金融機関・土浦市の支所・出張所・保育課窓口にて納付。※突発利用の場合は、翌月に納付書を送付。

育成料の減免：延長利用に係る育成料の減免については、通常の育成料と同じ基準です。

通常の育成料の減免申請をしていれば、延長利用の減免申請は必要ありません。（今後、必要となった場合には、個別で連絡をいたします。）

### 【18時25分以降のお迎え時の手続きについて】

お迎え時刻を明確化し、延長利用を行った方を特定するために、タイムカードでの管理を行います。タイムレコーダーにある時計で18時25分以降にお迎えに来た方は全員、タイムカードを押していただきます。タイムカードを複数用意しますので、任意のものを使ってください（タイムカードは再利用するので名前を書く必要はありません。タイムカードに記された時刻が、お迎え時間となります）。18時30分までの時間がタイムカードに打刻された方は、支援員にタイムカードを渡してください。18時31分以降の時間が打刻された方で事前申請をされた方は、支援員にタイムカードを渡し、延長利用カードを提示してください。そのほかの方は、支援員にタイムカードと延長利用申請書を渡してください。

### 【不正な利用について】

以下に掲げる場合などは、不正な利用と判断され、児童クラブの延長利用もしくは入所の許可が取り消される、または利用が制限・停止されますのでご注意ください。

- ・遅くとも当日お迎え前までに児童クラブに連絡せず突発の延長利用を行った場合
- ・社会通念上、やむを得ないとはみなせない理由で延長利用を行った場合
- ・市が求める突発の延長利用が必要となった理由を証明する書類を提出しない場合
- ・許可を受けている時間外にクラブを利用した場合（お迎えの遅刻など）

なお、不正な利用をした場合でも、延長利用料は、通常開所時間外に利用した時点で発生し、突発利用と同額を徴収いたします。さらに19時を超えたお迎えがあった場合（災害時を除く）や不正な利用が継続した場合には、児童クラブの延長利用もしくは入所許可の取消しや利用制限・停止となります。

### 【問い合わせ先】

土浦市こども未来部 保育課 放課後児童係 TEL.029-826-1111（内線5173）